

(8) 加美町公認キャラクター「かみ〜ご」応援団に関する要綱

加美町公認キャラクター「かみ〜ご」応援団に関して、必要な事項を次のとおり定める。

(名称)

第1条 この会の名称は、かみ〜ご応援団（以下「応援団」という。）と称する。

(目的)

第2条 応援団は、加美町公認キャラクター「かみ〜ご」（以下「かみ〜ご」という。）及び加美町の情報発信を推進することにより、加美町のイメージアップを図ることを目的とする。

(運営)

第3条 応援団の運営は、かみ〜ご運営委員会（以下「委員会」という。）が、加美町の協力を得て行う。

(会員)

第4条 会員とは、応援団の目的に賛同する事業者・団体等（以下「事業者等」という。）で、本要綱を承諾のうえ、入会を承認された事業者等をいう。

(入会)

第5条 前条の会員となることを希望する事業者等は、委員会に入会申込書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 入会審査及び承認は、委員会が行う。

(特典)

第6条 会員の特典は次のとおりとする。

1 かみ〜ごの無料貸出し

年度内、2回までに限り、無料貸出しとする。

但し、「かみ〜ご着ぐるみ貸出し要綱」を遵守し、且つ着ぐるみを事務局まで持ち運びできる会員に限る。

2 かみ〜ごに関するイベントチラシ等への事業所名の無料掲載

加美町内へ全戸配布するイベント等のチラシやかみ〜ごオフィシャルサイトへ無料で事業所名・団体名のみを掲載することとする。

3 イベント等への優先参加

4 かみ〜ご関連の情報享受

(入会金及び年度会費)

第7条 入会金及び年度会費は次のとおりとする。

- 1 入会金 無料
- 2 年度会費 1口6,000円とする。
年度会費は一括納入するものとする。
- 3 年度途中入会 1口につき1月あたり500円
- 4 年度会費は返還しない

(会計年度)

第8条 応援団の会計年度は、4月1日から3月31日とする。

(退会)

第9条 退会しようとする場合は、委員会に退会届出書(様式第2号)を提出しなければならない。

- 1 退会承認会が行う。

(会員資格の取消)

第10条 会員が次の各号いずれかに該当するときは、会員資格を失うものとする。

- 1 本要綱に違反した場合
- 2 その他、会員として不相当であると委員会が認める場合

(事務局)

第11条 応援団の事務を処理するため、加美商工会内に事務局を置く。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、応援団の運営に必要な事項については、委員会が別に定めることとする。

附則

この要綱は、平成26年5月28日から施行する。

かみ〜ご応援団入団（入会）届

令和 年 月 日

かみ〜ご運営委員長 様

かみ〜ご応援団要綱に同意のうえ、下記のとおり入会を申し込みます。

会 員 名 (貴社名・団体名等)	印	
住 所	〒	
連 絡 先	担当者名	
	電話番号	
	FAX 番号	
	e-mail	
備 考		

《提出・お問い合わせ先》
加美商工会
〒981-4252
加美郡加美町字西田一番18-1
TEL 0229-63-2734
FAX 0229-63-3495
E-mail kami@plum.ocn.ne.jp



加美町公認キャラクター
「かみ〜ご」

かみ〜ご応援団退団（退会）届

令和 年 月 日

かみ〜ご運営委員長 様

私は、かみ〜ご応援団を退会したいので、かみ〜ご応援団要綱第9条の規定により届け出ます。

会 員 名 (貴社名・団体名等)	印
住 所	〒
連 絡 先	
退 会 理 由	

《提出・お問い合わせ先》
加美商工会
〒981-4252
加美郡加美町字西田一番18-1
TEL 0229-63-2734
FAX 0229-63-3495
E-mail kami@plum.ocn.ne.jp



加美町公認キャラクター
「かみ〜ご」